

「みはら市議会だより」表紙写真公募要領

- 1 目的 市民に親しまれる「みはら市議会だより」の取組みの一環として表紙の写真を公募します。
- 2 募集内容 三原市内で撮影した四季折々の行事や風景など「みはら市議会だより」の表紙にふさわしい写真で、次のいずれにも当てはまるものを募集します。
 - (1) 応募者本人が三原市内において概ね1年以内に撮影したもの
 - (2) 未発表のもの
 - (3) 現像写真またはデジタルデータで提供できるもの
 - (4) 人物が特定できる場合は、被写体の承諾を受けたもの

ア 被写体が中学生以下の場合は保護者の承諾を受けてください。イベント等で多数の被写体が撮影されている場合は、個人の特定性の低い風景写真と見なし、この限りではありません。

イ 個人の所有物を被写体とした場合は、所有者の承諾を受けたもの
- 3 応募資格 不問とします。どなたでも2点まで御応募できます。
- 4 応募期間 年間を通して随時応募を受け付けますが、各号ごとの審査対象は次の期日までに応募のあった写真とします。
 - (1) 5月1日発行号…3月31日までの受付締切
 - (2) 8月1日発行号…6月30日までの受付締切
 - (3) 11月1日発行号…9月30日までの受付締切
 - (4) 2月1日発行号…12月27日までの受付締切
- 5 応募方法 持参、郵送またはEメールで、写真（L判以上A4サイズ以下のもの・データ）と必要事項（応募者の氏名・住所・電話番号・撮影年月・撮影場所・写真の題名など）を記入した別紙応募用紙を議会事務局まで応募ください。

また、応募作品は原則、返却できませんのでご了承願います。
- 6 募集方法 「みはら市議会だより」及び市議会ホームページ等に公募要領等を掲載します。

- 7 選考方法 (1) 審査の対象は、各号ごとの受付締切日より起算して過去1年以内に応募を受け付けた写真とします。そのため、採用に至らなかった写真は次回号に繰り越して再度審査対象といたします。
- (2) 広報広聴特別委員会（広報部会）で応募写真を審査します。なお、審査に関する問い合わせには応じません。
- 8 掲 載 広報広聴特別委員会（広報部会）で選出された写真を「みはら市議会だより」の表紙に採用し、応募者（撮影者）の氏名、撮影場所等を掲載します。ただし、氏名の掲載を希望しない場合はこの限りではありません。また、別紙応募用紙に記入されている写真の説明を掲載することもあります。
- 9 応募上の注意 (1) 応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合その責任及び解決はすべて応募者に帰属するものとします。
- (2) 応募写真は、無償で三原市議会が使用することに許諾したものとします。
- (3) 応募写真の著作権は撮影者本人に帰属しますが、応募してから1年間は、他媒体での発表を行わないでください。
- (4) 「みはら市議会だより」はA4判縦型であり、採用された写真は、必要によりトリミング処理等を行うことや、複数を組み合わせて掲載することがあります。
- (5) 記念品等はありませんので御了承ください。
- 10 問い合わせ 三原市議会事務局
住所：広島県三原市港町三丁目5番1号
電話：0848-67-6137（直通）
メールアドレス：gikai@city.mihara.hiroshima.jp